

# アイポス通信

2023年

9月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 令和6年度から「森林環境税」がスタート

森林環境税が令和6年度から個人住民税とあわせて徴収される仕組みが始まります。平成26年度から東日本大震災の復興財源として年1,000円徴収されていた復興税の仕組みを転用して、同額の1,000円が徴収されるようになり、県市町村の森林環境の整備に活用されるようになります。日本の国土の7割を森林が占めていますが、雨が降ると雨水は森林の地中に浸透して、地下水として蓄えられて、やがて川に流出します。この一連の流れの中で、水は綺麗にろ過されており、1980年ごろからこの森の水質浄化のための財源確保となる税金の仕組みを林野庁が求めてきました。国際社会の中でも温暖化対策が課題となり、2015年にパリで開催されたCOP21では、各国が2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指すパリ協定を締結、二酸化炭素などの排出削減を進めると同時に、排出ガスを吸収する森林の役割に注目が集まります。こうした背景の中、2019年に法律整備が進み、「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設されることになりました。森林環境税の徴収は来年度からですが、森林環境譲与税は、2019年度から地方公共団体金融機構の準備金などを財源として、年間600億円ほどが地方自治体への交付が各都道府県の森林の面積や人口に応じて行われています。地方に交付された税金がどのように使われているかという点、長崎県対馬市では6,000万円ほどの予算で森林伐採後の再造林や防塵ネットの設置などが行われ、新潟県柏崎市では予算2500万円で林業就業者の新規就業支援、雇用の促進などに使われています。一方、2019年度～2021年度に全ての市町村に交付された総額が840億円に対して、執行されていない予算は395億円と47%にも及びます。渋谷区などは使い道がなく基金として積立しているそうです。考え方の機運は高まっているが、実際現場で使うとなると、森林が少ない都市部では困惑も生じている様子が垣間見えます。



## ? マネークイズのコーナー

年末になると気になりだす、自治体から返礼品がもらえる「ふるさと納税」について以下のうち正しいものはどれでしょうか。

- ① 応援する自治体に住民税を支払う仕組みである
- ② 寄付額2,000円を超えた部分が税額控除の対象となる。
- ③ 必ず確定申告をする必要がある。

## 👉 今月のお知らせ

8月31日のスーパームーン、皆さんご覧になりましたか？私は18時半ごろから犬の散歩に家を出て、月を探しても民家に隠れて見えず。しばらくあるいて公園に入り、ふと視線をあげるとそこにはいきなり特大の月が！500円玉以上の大きさに感じた）に圧倒され、怖いような気持ちに。狼男の着想もこういう感情から出てきたのかも？！



## コラム フィッシング詐欺が昨年比4倍のペース。ご注意を。

フィッシング詐欺とは、実在する組織を語って、ID やパスワード、クレジットカード情報、暗証番号などの大切な情報を盗みだす行為のことを言います。金融庁では2023年4月にそうした手口で盗み取られた情報を使われた不正送金が多発していると、警視庁と連名で注意喚起を行っています（悲しいかなホームページ上の注意喚起で誰も見てないと思われそうですが、、、）注意喚起によると、不正送金の発生は、令和4年8月～9月にかけて急増したのち、一旦減少傾向となったものの、令和5年2月における発生件数は111件、被害額は2億6,800万円だったものが、3月は発生件数381件被害額は5億3,000万円と急増しており、その後も増加傾向8月4日時点の集計で、令和5年度上半期の被害は、2,322件、30億円の被害額と例年を大きく上回るペースで被害が拡大しています。被害の多くはフィッシングによるものと見られています。フィッシング詐欺は、クレジット会社、通販会社、銀行、税務署からのお知らせの振りをした偽のメールを送りつけてきて、リンクをクリックすると本物そっくりのサイトに遷移して、個人情報を入力させようとします。いずれも緊急性を装って、今すぐ手続きをしないとペナルティを課すとあおってきます（利用の停止延滞ペナルティ等）心当たりのない差出人だと無視もしやすいのですが、心当たりのある差出人だと気になることもあり、私も危うく...と冷としたことがあります。便利な世の中の裏側に危険もあることを意識する必要がありますね



## A マネークイズの答え

答えは②です。ふるさと納税は2008年委始まった制度で、納税となっていますが、その実際は市町村への「寄付」です。寄付のお返しとして、特色のある返礼品がもらえる魅力に加えて、寄付額のうち2,000円を超えた部分について、所得税・住民税が控除される仕組みになっています（年収や家族構成によって上限が異なります）確定申告は必ず必要なわけではなく、事前に申し出ることで確定申告が不要になる「ワンストップ特例」を利用することもできます。



## 編集後記

夏の終わり、茨木西ロータリークラブの会員さんの壮大な趣味・BMBファームさんで、美味しいブドウをありがたく頂きました。今年は京都に避難中のウクライナの方4人にもお越し頂きました。ウクライナは国土が広く農業大国で農園で過ごす時間を、「こんなに甘いブドウは初めて！まるで故郷に帰ってきたみたい！」と喜んで下さいました。最後はウクライナの皆さんが覚えたての「故郷」の歌をご披露。いつの日にか帰らん。早くその日が来て欲しいですが、それまで少しでも楽しんで欲しいですね。



## 発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドア2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos-co.jp

